

問い合わせ先  
第六管区海上保安本部 交通部航行安全課  
課長 田村 浩太  
082-251-5111 (内線 2620)



令和2年9月24日  
第六管区海上保安本部

## 大島大橋への衝突事故回避！

～ 過去の事故を繰り返さないために行っている安全対策が効果を発揮 ～

令和2年9月11日、来島海峡海上交通センターが、山口県の「大島大橋」に衝突するおそれがあった大型の外国船舶に対して、直前に注意喚起を行い、衝突を未然に防ぎました。

(※平成30年には、大型の外国船舶が大島大橋に衝突する事故が発生)

### 1 事案の概要

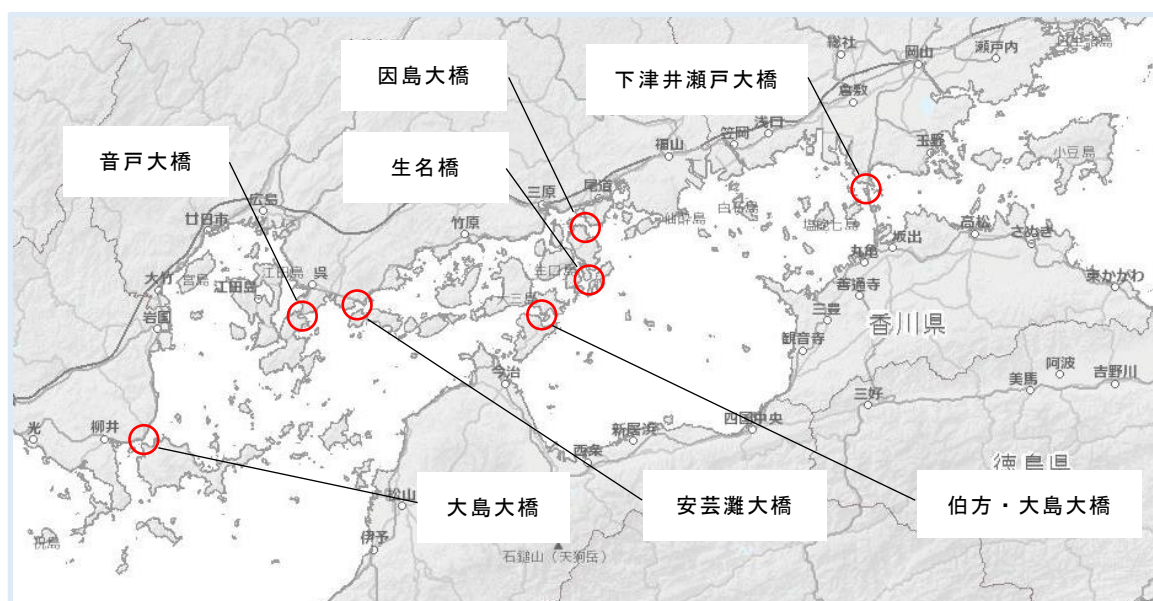
令和2年9月11日午前1時30分頃、大型の外国船舶が、大島大橋（高さ24～30m）を通過しようとしていることを、来島海峡海上交通センターの運用管制官が認知。無線電話で船の高さを確認したところ、マストの高さが33.35mであり、大島大橋の高さを超えていることが判明したため、直ちに注意喚起を実施。同船は反転し、大島大橋との衝突が回避されました。



## 2 橋梁への衝突防止対策

平成 30 年 10 月に発生した外国貨物船による大島大橋への衝突事故を踏まえ、大島大橋に対しAIS※を活用した再発防止対策（注意喚起）を、平成 31 年 2 月 1 日から実施しています。

また、大島大橋以外にも、同種事故が発生しうる橋梁として6橋梁（因島大橋、伯方・大島大橋、生名橋、下津井瀬戸大橋、音戸大橋、安芸灘大橋）を選定し、これについても令和 2 年 4 月 1 日から大島大橋と同様の事故防止対策を実施しています。



※AIS (Automatic Identification System:船舶自動識別装置) とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に電波で送受信するシステム

### 【平成 30 年 10 月発生 of 事故概要】

平成 30 年 10 月 22 日、外国籍貨物船（総トン数 25,431 t、全長約 180m、マスト高さ 41.33m）が大島大橋の橋梁に衝突し、水道管の切断等により島内住民に甚大な被害が及びました。

## 3 今後の取組み

今回、直前で衝突を回避することができましたが、橋梁衝突防止にあたり、最も大事なことは、こうした衝突の危険のある船舶が誤った航行ルートを選定を防ぐことです。

瀬戸内海は複雑な地形ですので、ここを通る船長自ら事前に海図等から橋の高さや水深等を確認するなど水路調査を十分に行い、自船が航行可能か確認し、最適な航行ルートを選択することが肝要です。

このため、第六管区海上保安本部では、地元海事関係者に対し、関係する船舶の船長への同種事故防止について指導するよう依頼を実施したほか、着岸する船舶に直接訪船し注意喚起を実施しています。

引き続き、海上交通センターによる安全対策を実施するとともに、こうした呼びかけを広く行って事故防止に取り組んで参ります。

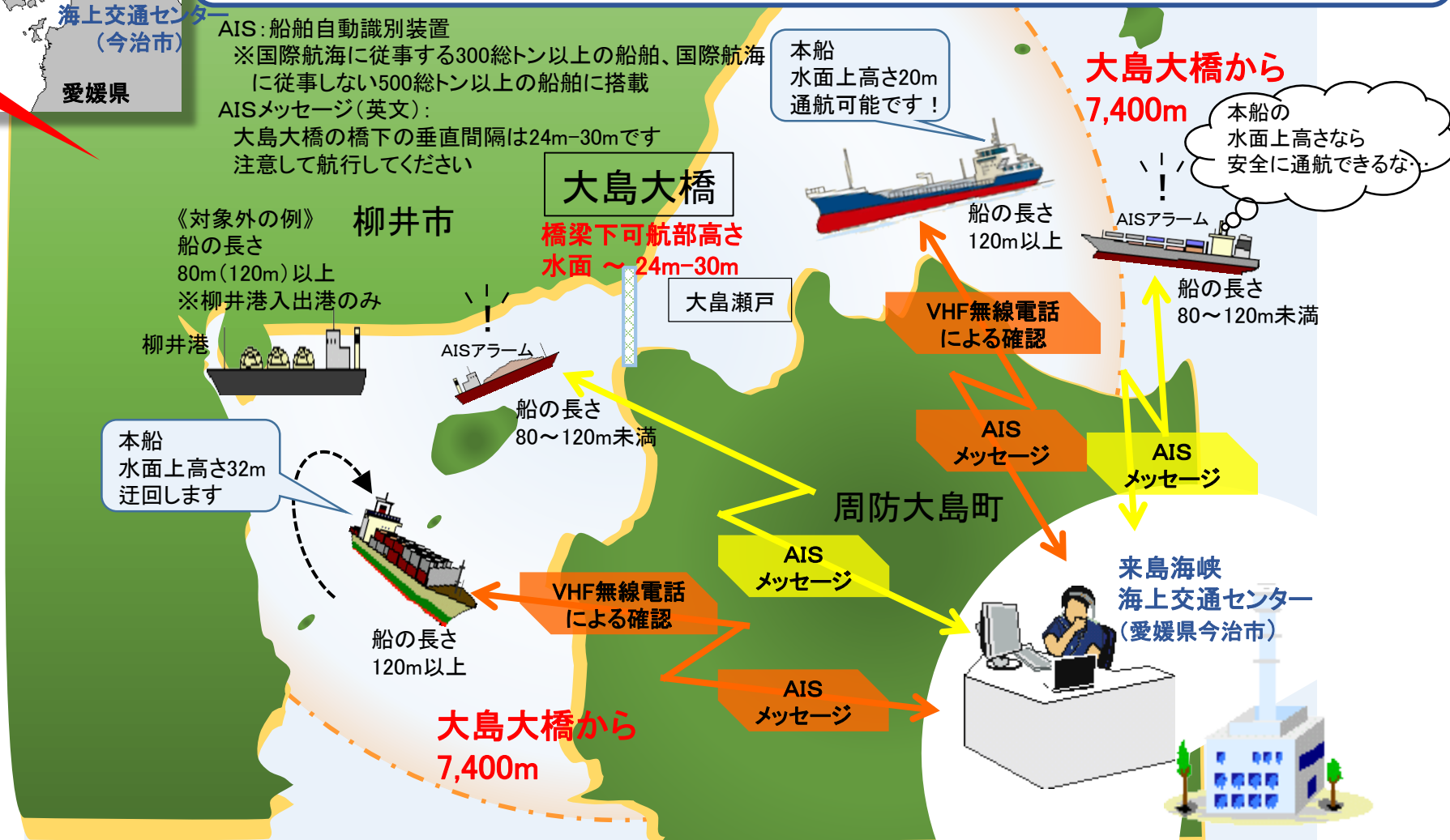


### 施策の概要

- ✓ 大島瀬戸に進路をとり大島大橋下を通航しようとするAIS搭載船舶を対象\*
- ✓ 長さ80m以上の船舶に対してAISメッセージによる注意喚起(橋梁の高さ情報の提供)を実施
- ✓ 長さ120m以上の船舶に対して無線電話等による注意喚起(橋梁の高さ情報と衝突の危険の確認を警告)を実施

\* 柳井港を入出港し大島大橋下を通航しない船舶、過去に通航実績があることを確認できた船舶は対象外

AIS: 船舶自動識別装置  
 ※国際航海に従事する300総トン以上の船舶、国際航海に従事しない500総トン以上の船舶に搭載  
 AISメッセージ(英文):  
 大島大橋の橋下の垂直間隔は24m-30mです  
 注意して航行してください



《対象外の例》  
 船の長さ  
 80m(120m)以上  
 ※柳井港入出港のみ